三年政令第二百三十二号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）について所要の規定の整理を行う。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、一部を除き、スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。（附則関係）

政　令

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百号

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年九月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂

法務大臣　鈴木　馨祐

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百一号

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令

内閣は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）第二条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号の政令で定める工具は、次に掲げるものとする。

一　ケーブルカッターであって、次のいずれかに該当するもの

イ　長さが四十五センチメートル以上であるもの

ロ　回転式の刃体を特定の方向にのみ回転させる機構を備えているもの

ハ　刃体を駆動させるための電気装置又は油圧装置を備えているもの

二　ボルトクリッパーであって、次のいずれかに該当するもの

イ　長さが七十五センチメートル以上であるもの

ロ　刃体を駆動させるための電気装置又は油圧装置を備えているもの

附　則

（施行期日）

1　この政令は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。

（警察庁組織令の一部改正）

2　警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十八条中第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十　盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）の施行に関すること。

内閣総理大臣　石破　茂

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二号

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（令和七年法律第七十一号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年九月一日とする。

文部科学大臣　阿部　俊子

内閣総理大臣　石破　茂

スポーツ基本法施行令及び文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百三号

スポーツ基本法施行令及び文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七十一号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（スポーツ基本法施行令の一部改正）

第一条　スポーツ基本法施行令（平成二十三年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「全国障害者スポーツ大会」を「全国パラスポーツ大会」に改める。

（文部科学省組織令の一部改正）

第二条　文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第八十八条第一号イ中「第二十一条」を「第十七条の二第一項」に改める。

附　則

この政令は、スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。ただし、第一条の規定は、令和十三年一月一日から施行する。

文部科学大臣　阿部　俊子

内閣総理大臣　石破　茂